

三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託 仕様書（案）

1 委託業務名

三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託

2 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎内 他

4 本委託業務の目的

現行の三重県情報ネットワーク（以下、現行ネットワーク）は、庁内情報ネットワークである三重県行政 WAN や全国の自治体、国を接続する LGWAN、県内市町との共同運用である自治体情報セキュリティクラウドなど、本県のみならず県内市町の業務を根幹から支える重要な基盤となっている。

令和2年度に構築した現行ネットワークは、令和7年12月に保守期限を迎える予定（一部を除き令和8年12月31日まで保守延長）であることから、次期三重県情報ネットワーク（以下、次期ネットワーク）の構築に向けた準備を早急に進める必要がある。

なお、三重県では現行ネットワークの導入以降、社会情勢の変化を踏まえ、ネットワーク構成の変更（ α モデル→ β モデル）や、コミュニケーションツールの外部クラウドサービス化及びゼロトラスト型のセキュリティ対策の追加（DX推進基盤の導入）を行っている。

次期ネットワークについては、現行ネットワークの機器更新にとどまらず、上記を踏まえたネットワーク全体の最適化、費用対効果や信頼性・可用性のさらなる向上に向けた最新の通信技術、セキュリティ対策を取り入れた情報基盤の構築を目指すこととしている。

そこで、本委託業務は、専門的な見地からの十分な検証・分析等を行い、次期ネットワークの全体像や機能の概要を明確にした基本計画の策定、および調達仕様書等の作成を目的として実施するものである。

5 納品物件と提出期限

- (1) 業務計画書（1版）【令和6年4月26日】
- (2) 費用積算（0版）【令和6年5月31日】
- (3) 費用積算（1版）【令和6年7月26日】
- (4) 基本計画書（1版）【令和6年9月27日】

(5) 調達仕様書 (1 版) 【令和 6 年 11 月 22 日】

(6) 調達仕様書 (最終版)、費用積算 (最終版) 【令和 6 年 12 月 27 日】

(7) 基本計画書 (最終版) 【令和 7 年 1 月 31 日】

これらについては、紙媒体 1 部、電子媒体 (CD-ROM または、DVD-ROM) 1 部を納品すること。

なお、本県が想定する本委託業務のスケジュールは、別紙 1 を参照すること。

6 本委託業務の概要

(1) 費用積算 (1 版) の作成

ア 現行ネットワークの調査・分析

詳細設計書や運用報告書等、現行ネットワークにおける各種ドキュメントの確認、及び、本県担当者等へのヒアリング等により、現行ネットワークの調査・分析を行い、潜在的な課題を抽出すること。

また、本県が認識している NW 構成等に関する課題について別紙 2 に纏めているため、調査・分析の際はその内容について十分考慮すること。

なお、現行ネットワークの概要については、別紙 3 を参照すること。

イ 解決方針の検討

アで抽出した課題のうち、解決要としたものについて優先順位付けを行い、優先順位の高いものについては解決方針の検討を行うこと。

ウ 費用積算 (1 版) の作成

イで整理した方針をもとに、費用積算 (1 版) を作成し、本県の承認を得ること。

ただし、本県における予算調整にかかる事務のため、先行して暫定版として費用積算 (0 版) を作成し、提示すること。

(2) 基本計画書 (1 版) の作成

ア 新要件の整理・実現方法の検討

(1) イでまとめた課題と解決方針について研究・報告すること。

さらに、次期ネットワークに求める新要件を整理するとともに、実現方法の検討を行うこと。

また、次期ネットワークの要件としないものの、将来的に取り組むべき要件についても、数年先のあるべき姿を想定し、中長期的に県が取り組むべき時期や内容等について検討を行うこと。

イ 基本計画書 (1 版)、RFI 仕様書の作成

(1) 及び(2)アで整理した解決方針及び実現方法等を基本計画書 (1 版) として取りまとめ、本県の承認を得ること。

あわせて計画の妥当性を評価するため、RFI 仕様書を作成すること。

また、RFIの結果に基づき、基本計画書（1版）の修正を行うこと。

(3) 調達仕様書（1版）の作成

(2) で取りまとめた基本計画書（1版）から、調達仕様書（1版）を作成すること。

また、調達仕様書（1版）のRFCを行うための仕様書を作成すること。

(4) 調達仕様書（最終版）、費用積算（最終版）の作成

RFIの結果に基づき、調達仕様書（最終版）とその費用積算（最終版）を作成すること。

(5) 基本計画書（最終版）の作成

基本計画書（最終版）をとりまとめ、本県の承認を得ること。

7 本県の役割（デジタル投資・セキュリティ管理支援業務受託事業者を含む）

(1) 基本的な方針の提示

(2) 成果物の内容確認・承認

(3) 県関係者間の調整

(4) RFI及びRFCの実施

※デジタル投資・セキュリティ管理支援業務について

三重県では、情報システム調達の支援や評価の導入など、IT投資に係るPDCAサイクルの確立に向けた取り組みに対して、デジタル投資・セキュリティ管理支援業務として、外部専門家による支援を受けている。

8 その他注意事項

(1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

(2) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。

(3) 本委託業務を行う際、現行ネットワークに対して影響がある場合は、本県業務に影響を与えない時間帯での作業を前提とし、事前に本県の承認を得ること。

(4) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。

(5) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。

(6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。

(7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。

- (8) 本委託業務の受託事業者及び関連事業者は、令和7年度以降に実施を想定している次期ネットワークの設計・構築、回線・データセンターの使用、保守業務等、全ての受託事業者(再委託先を含む)になることはできないものとする。なお「関連事業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。
- (9) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10) 受託事業者が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。